

議案第204号

福岡市立今宿野外活動センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市立今宿野外活動センターを再整備することに伴い、利用料金制度を導入する等の必要があるによる。

福岡市立今宿野外活動センター条例の一部を改正する条例

福岡市立今宿野外活動センター条例（昭和47年福岡市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「今宿上の原」を「今宿上ノ原」に改める。

第4条を次のように改める。

(利用の許可)

第4条 体育館の利用その他規則で定める利用をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

第5条中「前条第2項」を「前条」に、「すでに」を「既に」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第10条第2項第2号中「第4条第2項」を「第4条」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第10条の2 第4条の許可（体育館に係るものに限る。）を受けた者（以下「許可利用者」という。）からは、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下

- 「利用料金」という。) を指定管理者が定める方法により徴収する。
- 2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。
 - 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。
 - 4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
 - 5 指定管理者は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - 6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第16条中「第4条第2項、第5条及び第8条(第2号を除く。)」を「第4条及び第5条」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)

- 3 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となつた場合には、指定管理者が不在等となつた日(以下この項において「基準日」という。)から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第10条の2第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、許可利用者から徴収する。
- 4 市長は、前項の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表

1 個人利用料金

区分	2時間につき
小中学生	円 90
高校生	130

一般	260
----	-----

2 専用利用料金

区 分		金 額
許可利用者が入場料を 徴収しない場合	午前 9 時から午後 1 時まで	平日 630 円
	1 時間につき	土日祝 850
	午後 1 時から午後 5 時まで	平日 850
	1 時間につき	土日祝 1,050
	午後 5 時から午後 9 時まで	平日 1,050
	1 時間につき	土日祝 1,260
許可利用者が入場料を 徴収する場合	午前 9 時から午後 1 時まで	平日 3,730
	1 時間につき	土日祝 5,030
	午後 1 時から午後 5 時まで	平日 5,030
	1 時間につき	土日祝 6,330
	午後 5 時から午後 9 時まで	平日 6,330
	1 時間につき	土日祝 7,630

備考

- 1 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合及び準備等のため利用する場合の額は、規則で定める。
- 2 小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。
- 3 市内に居住する65歳以上70歳未満の者の個人利用に係る額は、1 個人利用料金の

表に定める額の5割相当額とする。

4 「土日祝」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

5 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体（第2項に規定する団体に該当するものを除く。）の専用利用に係る額は、2 専用利用料金の表に定める額の5割相当額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。